

令和7年度 第4回石狩市厚田区地域協議会 会議録

【日 時】 令和7年10月14日（火） 18:00 ～ 19:45

【場 所】 厚田保健センター 1階多目的ホール

【出席者】 12人（14人中）

役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
会 長	渡邊 教門	○	委 員	鎌田 憲一	○	委 員	立崎 寿朗	×
副会長	東 幸子	○	委 員	平賀 敏和	○	委 員	大内さつき	○
委 員	小笠原英史	○	委 員	今 光江	○	委 員	石田 靖子	○
委 員	小山 玲子	○	委 員	森田 瞳	○	委 員	角田 由希	×
委 員	河合 保郎	○	委 員	笹谷 清一	○	委 員	欠員	

特別職 ～ 加藤市長
 厚田支所 ～ 東支所長、吉田課長
 企画課 ～ 大川課長、上原主査、吉田主査、幸田課長
 総務課 ～ 森本課長、中村主査
 環境課 ～ 上窪課長
 選管事務局 ～ 佐々木局長、江部次長
 地域おこし協力隊 ～
 集落支援員 ～
 報告事項関係者 ～ 厚田はまなす園 中村施設長、レラ・もうらい 前田施設長
 事務局（地域振興課） ～ 渡部課長、近藤主査、中村主任、藤谷主査

【傍聴者】 2名

- 【次 第】
1. 開会
 2. 委嘱状交付
 3. 市長あいさつ
 4. 職員紹介
 5. 協議事項
 - (1) 会長及び副会長の選任について
 - (2) 地域協議会の運営方法について
 - (3) 石狩市過疎地域持続的発展市町村計画の達成状況に関する評価について
 - (4) 石狩市過疎地域持続的発展市町村計画の策定に係る審議について（諮問）
 - (5) 新協議会条例について
 6. 報告事項
 - (1) 厚田はまなす園の移転について
 - (2) 『町名変更のしおり』の配布について

- (3) 石狩市火葬場の統合について
- (4) 東京厚田会について
- (5) 投票所の見直し案について
- 7. その他
- 8. 閉会

1. 開会

【事務局（渡部課長）】

定刻となりましたので、令和7年度第4回厚田区地域協議会を開会いたします。

会長、副会長選任までの間、私が司会進行を務めますのでよろしくお願いいたします。

2. 委嘱状交付

～委嘱状の机上交付、委員紹介～

3. 市長あいさつ

【加藤市長】

皆さんこんばんは。まず皆様方におかれましては、第11期の厚田区地域協議会の委員をお引き受けいただいたことを感謝申し上げます。

本市では、市町村の合併の特例に関する法律に基づく地域自治区というものを設置してまいりましたが、この地域自治区の設置期間が来年の令和8年3月31日をもって満了となります。第10期の委員の皆様におかれましては、地域自治区廃止後の地域のあり方など多くの課題につきまして、ご審議いただいたことを感謝申し上げる次第です。また、新たに始まる第11期では、この地域自治区の終了を控えた重要な期間となりますので、皆様方におかれましては、これまでの議論を引き継いで、将来にわたって持続可能な地域づくりの基盤となる厚田区のあり方についてご検討いただき、ご意見を賜りたいと願っております。

その他にも過疎計画の策定、また大変厳しい話ではありますが、中央バス路線廃止に伴う代替交通の確保など多岐にわたる地域の課題があります。どうか皆様方のお力添えというものをよろしくお願いいたしますの次第であります。

合併して20年が経ちますが、厚田区内では、「厚田こだわり隊」や「厚田ライフサポートの会」の発足。また、水彩画展の開催を始め、道の駅石狩「あいロード厚田」の開業や、地域で学校を支えるコミュニティスクール「厚田学園」の開設など、地域振興や文化教育など、皆様方住民主導による様々な取り組みが行われてきたところであります。また、先月開催されました「第50回厚田ふるさとあきあじ祭り」では、昨年を上回るお客様が入っていただきまして非常に賑わっておりました。祭りの準備運営等、改めて地域の皆様方のお力を感じさせていただいたところであります。そしてまた本日は厚田学園8年生が作ったというこの冊子ですね。今日初めて見させていただきましたが、本当に気持ちの入った心の温まる、中学生とは思えない作りの冊子ですね。やはりその若い世代にも、そのまちづくりに対する関心というものが強まっているのではないかと思います。

私どももこの協議会を通じて地域の皆様の声を聞かせていただいて、将来にわたって持続可能な地域づくりに取り組んでまいりたいと感じております。皆様方の任期は、この法律に基づきまして半年間と短い期間となりますが、どうか将来の厚田の地域づくりに向けまして、ぜひとも活発なご議論をしていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

4. 職員紹介

5. 協議事項

(1) 会長及び副会長の選任について

【事務局（渡部課長）】

それでは、会長及び副会長の選任について進めますが、「石狩市、厚田郡厚田村及び浜益郡浜益村の廃置分合に伴う地域自治区及び地域自治区の区長の設置に関する協議書」第7条第2項に、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める」と規定されております。選任にあたり、委員の皆さんから何かご意見はございませんか。

【 小山委員 】

総括ということもありますので、引き続き渡邊会長と東副会長でお願いできればと思います。

【 事務局（渡部課長） 】

ありがとうございます。ただ今、小山委員から会長に渡邊委員、副会長に東委員というご意見がありましたが、他にご意見のある方はおりませんか。なければ会長を渡邊委員、副会長を東委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいようですので、渡邊会長、東副会長、どうぞよろしくお願いいたします。この機会ですから、会長から一言ご挨拶をいただき、その先の進行をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【 渡邊会長 】

皆さんの協力のもと進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(2) 地域協議会の運営方法について

【 渡邊会長 】

ここから私の方で進行を引き継ぎたいと思います。次に、地域協議会の運営方法についてです。事務局、ご説明よろしくお願いいたします。

【 事務局（近藤主査） 】

第 11 期となる厚田区地域協議会の運営方法についてご説明します。

はじめに、開催時刻及び場所についてですが、開催時刻はこれまでどおり 18 時開始、開催場所は厚田保健センターまたは厚田総合センターでと考えています。

次に開催時期及び回数につきましては、これから厚田の厳しい冬が到来することや皆様への負担等を考え、できるだけ少ない回数に留めるよう工夫したいと思います。開催時期は未定ですが、本日を除いて来年 3 月までの間にあと 2 回、多くても 3 回程度と見込んでいます。

次に会議録の作成方法についてです。地域協議会は、市民参加条例に規定する「審議会」として位置づけられており、会議録の作成が義務付けされています。会議録の作成方式は、全文筆記と要点筆記がありますが、会議の内容を分かりやすくまとめ、後で見返したときに協議のポイントが把握しやすいことから、事務局としてはこれまでどおり要点筆記でと考えております。また、会議録の決定についても、これまでどおり会長が会議録の最終確認を行い、会長の署名または押印をいただくという形で考えております。私からの説明は以上です。

【 渡邊会長 】

ありがとうございます。ただ今の説明でご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【 大内委員 】

望来ではもうやらないんですか。

【 事務局（渡部課長） 】

事務局としましては、保健センターまたは総合センターでの開催と考えているところでございます。また、来年 4 月以降については、従来どおり厚田と望来の会場で交互にやるようなイメージで考えているところでございます。

【 渡邊会長 】

よろしいでしょうか。はい、その他ございませんでしょうか。

(3) 石狩市過疎地域持続的発展市町村計画の達成状況に関する評価について

【 渡邊会長 】

次の石狩市過疎地域持続的発展市町村計画の達成状況に関する評価についてに進めさせていただきます。ご説明お願いいたします。

【 企画課（上原主査） 】

本市では、毎年過疎計画の達成状況について、地域協議会で評価をいただいているところでございます。それでは、『石狩市過疎地域持続的発展市町村計画』の達成状況についてご説明させていただきます。

資料の 1 ページをご覧ください。本計画では、「地域の持続的発展のための基本目標」として、「将来人口推計より人口減少を抑制し、定住人口を維持すること」としております。上のグラフをご覧ください。黄色の線は、「市全体の将来人口推計」、濃い青色の線が本計画の基準としている社人研推計準拠の「厚田区・浜益区」の推計人口です。将来推計では、線の間隔が徐々に広がっていることから、厚田区・浜益区の人口減少は、市全体よりも、若干早く進行すると推計されております。

下のグラフをご覧ください。青色の線は、上のグラフの濃い青線、厚田区・浜益区の 2020 年から 2025 年の推計人口を抜粋したものです。その下のオレンジ色の線は、住民基本台帳による各年 12 月末の実際の人口です。実際の人口は、推計値より下方で推移しており、推計値では年に 64、5 人の減少を想定していましたが、人口減少の速度も推計より早くなっております。昨年の評価時点で、2023 年は、前年 2022 年実績 2,734 人から△67 人の 2,667 人でしたが、2024 年の実績値では、そこから 132 人減少の 2,535 人となり、1 年間あたりの減少人数が約 2 倍となっております。ただし、2024 年の実績値については、厚田区・浜益区の自然減の数が 2023 年は 62 人であったところ、2024 年は 113 人と、ほぼ倍増したことが主たる要因であることを申し添えいたします。

2025 年の推計値 2,954 人には届きませんが、仮に今後これまで 4 年間の平均値である年間 99 人の人口減少が進むとした場合、2025 年には 2,436 人と予測することができます。

次に人口減少の傾向についてご説明いたします。資料の 2 ページをご覧ください。厚田区分を抜粋した資料でございます。

上段、「将来人口推計と住基人口の比較」ですが、厚田区におきましては、推計人口より、人口減少が進んでおり、2024 年は前年より更に人口減少が進行しております。

中段、人口増減ですが、転入数－転出数で算出する黄色の線、社会増減についてはここ数年、減少幅が小さくなっており、2022 年、2023 年には増加傾向も見られました。2024 年には再び減少に転じましたが、依然として減少幅は低い水準を維持しております。

また、出生数－死亡数で算出するグレーの線、自然増減については、これまでも減少の傾向にあり、特に 2024 年は前年の 2 倍程度も減少しております。先程も申し上げましたが、2024 年の人口減少については、特に自然減の拡大が大きく影響しております。

下段、地区別住基人口につきましては、過去 5 年の地区ごとの人口数となっております。説明は以上です。

また、関係資料として 2 ページから 9 ページまでは、令和 3 年度から令和 6 年度までの計画に基づく実施事業と、10 ページに産業振興促進区域の課税の特例の実績等を添付しております。

最後に、令和 6 年度の達成状況に関する評価についてですが、ただ今ご説明申し上げたとおり、両区とも昨年は自然減を主要因とした大幅な人口減少となりましたが、社会減については依然として低い水準を維持している状況です。これは、過疎計画に基づく事業の推進のみではなく、地域の皆さまの、地域振興、地域運営の着実な

取り組みの成果によるものと考えております。

本計画の基本目標である、「将来人口推計より人口減少を抑制すること」は、困難な状況であります。本計画の基本方針は、『地域と行政が一体となって様々な課題に取り組み、活力ある地域づくりを進めていくこと』でございます。市といたしましては、地域住民が豊かで快適な生活を送っていけるよう、そして、人口減少を少しでも抑制していけるよう、引き続き計画的に事業を進めて行くとともに、地域の取り組みを支援してまいりたいと考えております。地域協議会の評価をよろしくお願いいたします。

【 渡邊会長 】

ありがとうございます。只今の説明で質問やご意見等ございますでしょうか。

【 小笠原委員 】

このグラフを見ると、改めてなかなか大変だなと思ったんですけども、この数字を基に今の段階で、市としてはどんな分析といいますか、どんな原因でこうなって来たのか、またこれからどうやってそれを抑えていくのか、その辺の具体的な対策が何か考えているものがあるのであれば教えてほしいなと思いました。

【 加藤市長 】

私の方からお答えをさせていただきます。まず人口減少の問題については、もうご承知のように我が国全体がずっとこれから右肩に下がるよと。今、北海道の人口が約 520 万も 400 万人まで落ちるということ。そしてその中においてもですね、私ども石狩市における人口も同様に減です。その大きな要因は、例えば去年の数値からいうと、亡くなった数が約 800 人、生まれた数が約 250 人、もうここで△550 人なんですね。それをなんとか石狩から転出する人よりも、石狩に入ってきて来る人で穴埋めしたくてもそれも叶わないというのが現状であります。

本来、小さくなる我が国の人口の奪い合いが基礎自治体としていいのかどうかという問題は、いろんな議論があります。例えば今、5年に一度の国勢調査が行われています。その数字を基に地方交付税の配分を決めたりしてるものですから、どうしても市町村というのは人口問題には非常に神経質になります。じゃあそれに対してどうして行くんだらうっていう話になるとですね、正直言って我々の自治体含めて、その解というのはないんだろうなと思っています。とは言え、住みやすい暮らしをですね、なんとか石狩市に住んでいただきたいというようなことで、子どもの政策であるとか、高齢者政策ですね、福祉利用割引券を年代はちょっと引き上げましたけれども 5,000 円に引き上げるとかですね、そういうソフト的な事業を丁寧にやっていくしかないんだろうなと思っています。

石狩市全体の将来推計人口というのは、20 年ぐらい前はもっと減っていてもおかしくない推計でした。なんとかそれを遅めているというのが現状です。結局すいません、小笠原さんの質問へのお答えにはなっておりませんけれども、住んでいただける街になるように、我々は議会議員の皆さま、住民の皆様とともに、一生懸命汗をかいいていくしかないんだろうなと思っています。私から以上です。

【 渡邊会長 】

市長、どうもありがとうございます。小笠原委員よろしいでしょうか。他にご意見ご質問ありますでしょうか。

【 鎌田委員 】

事業の方で一つ聞きたいのですが、資料 4 ページの水産業で地域水産物供給基盤整備事業（継続事業）がありますけれども、これ 6 年度から始まった事業のようですがその内容がわかればと思います。もう一点は、その下の方に鳥獣被害防止対策事業とあります。その内容は駆除及び電気柵の設置等の防止対策事業を厚田区で 5 件と

なっておりますので、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

【企画課（大川課長）】

ただ今、鎌田委員からのご質問の件につきましては、詳細の資料を持ち合わせておりませんでしたので、お調べして次回までに提供させていただきたいと思います。すみません、よろしくお願いいたします。

【渡邊会長】

そのようによろしく願いいたします。他に何かございますでしょうか。

ないようですので、昨年もお話ししましたが、目標設定である「人口減少の抑制」だけではなく、「定住人口を維持」することも、今、生活している我々が安心して生活が送れるように事業を進めていただくことも、大事であると思っています。したがって、地域協議会の評価としましては、昨年と同様に、「地域の持続的発展のために必要なインフラ整備や住民サービスなど、計画の確実・着実な推進により人口減少の抑制を図っていただきたい」とまとめさせていただき、評価としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

(4) 石狩市過疎地域持続的発展市町村計画の策定に係る審議について（諮問）

【渡邊会長】

続きまして、石狩市過疎地域持続的発展市町村計画の策定に係る審議について進めさせていただきます。

～市長から諮問書手交～

ただ今、諮問書を受け取りました。資料についてご説明をお願いいたします。

【企画課（大川課長）】

石狩市過疎地域持続的発展市町村計画（案）についてご説明いたします。

現在の過疎対策は、令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が成立したことを受け、同法に基づく市町村計画として「石狩市過疎地域持続的発展市町村計画」を策定してまいりました。法律については10年間の時限立法ですが、それに基づき策定された現在の計画については、前半5年間の令和3年から令和8年3月31日を計画期間としていることから、今回は後半5年間の令和8年4月1日から令和13年3月31日を計画期間とする計画を策定します。

この計画を策定することで、法に基づいて講じられる過疎債を始めとした特別措置を活用することができることから、こうした措置を活用しながら、持続可能な地域社会の形成及び地域活力の更なる向上が図れるよう取り組みを進めようとするものです。

今回の計画策定の要点は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に変更がないことから、計画期間の見直し、厚田・浜益両自治区の廃止や、「北海道過疎地域持続的発展方針」との整合性を図りつつ、策定から5年が経過したことによる各分野の「現状と問題点」、「その対策」及び個別事業の見直し、また、計画に引用している資料や数値の時点見直しとなります。

計画の内容に係る主な変更点としては、15,16ページの「1 移住・定住及び地域間交流の促進、人材育成」において、関係人口に係る内容を追記。26ページの「3 地域における情報化」において、デジタル技術の活用に係る内容を追記。31,32ページの「5 生活環境の整備」において、近年深刻化しているヒグマ対策に係る内容を追記。34ページの「6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」において、石狩市子どもの権利条例に係る内容を追記。45ページの「11 再生可能エネルギーの利用の推進」において、市として推進を図る脱炭素化に係る内容を追記しております。

これらの変更等を踏まえ、12 ページの「地域の持続的発展の基本方針」においては、主な地域課題を人口減少、高齢化による基幹産業である第一次産業を中心とした担い手不足と捉え、担い手不足の解消に向けた移住・定住の促進及び二地域居住や関係人口の創出を新たな柱として追記しております。

計画策定に係るスケジュールについては、10 月中旬に厚田区・浜益区地域協議会へ諮問、11 月下旬を目途に答申をいただき、原案として反映したうえで、パブリックコメントを 12 月 9 日から 1 月 9 日までの 1 か月間実施したのちに、令和 8 年 3 月の第 1 回石狩市議会定例会への上程を予定しております。私からの説明は以上となります。

【 渡邊会長 】

ありがとうございます。ただ今の説明で皆様何かありますでしょうか。

本件につきましては、来月に協議会を開いて全員で協議する方法でもいいのですが、「協議会の運営方法」のところで話があったとおり、今後は回数が増えないうように工夫をしたいと考えています。そのため、できれば、私と事務局で答申の「たたき台」を作って、それを皆さんに修正してもらいたいのですが、いかがでしょうか。

事務局どうぞ。

【 事務局（渡部課長） 】

11 月中旬にたたき台を皆さんにお送りします。その後、電話、メール、ファックスなどで事務局に意見を出していただき、追加・修正したものを次回の協議会に提案し、協議のうえ答申を決定するという流れで進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【 渡邊会長 】

それではそのように進めさせていただきます。

(5) 新協議会条例について

【 渡邊会長 】

次、新協議会条例についてをよろしくお願いいたします。

【 企画課（幸田課長） 】

7 月に協議いただきました、令和 8 年度からの新たな地域協議会の設置条例につきまして、9 月にパブリックコメントを実施いたしましたが、意見の提出はございませんでした。

今後、11 月から 12 月に開催の第 4 回石狩市議会定例会に条例案を提出いたしますが、一点、条例案の修正をさせていただきたいと思います。

資料をご覧ください。修正箇所は一か所で、内容は条例案第 3 条のタイトルを、現在の「役割」から「権限」に変更するというものでございます。

第 3 条は、昨年 7 月に答申をいただいた「現在、地域協議会が担っている、機能・役割を残す」の実現に関わる条項であり、現在の地域協議会の担っている役割を、全て継承する内容となっておりますことから、条文のタイトルを「役割」としていたところではありますが、その継承元となる根拠法令であります地方自治法第 202 条の 7 のタイトルは「地域協議会の権限」となっており、地方自治法では地域協議会の「権限」を規定するものであると明示しております。

これまで、「権限の担保」ということが議論に上がったこともございますし、条項の示す内容を明確にするた

めにも、この際、内容だけではなくタイトルも含めて地方自治法を継承するべきと考えております。他の部分の変更はございません。

お手数をおかけし申し訳ございません。条例案第3条のタイトルを、地方自治法に準じ、「権限」とすることにつきまして、ご了承をいただきたいと存じます。説明は以上です。

【 渡邊会長 】

ありがとうございます。ただ今の説明の中でご意見等ございますでしょうか。なければ、市長はここで退席となります。本日はありがとうございます。

6. 報告事項

(1) 厚田はまなす園の移転について

【 渡邊会長 】

報告事項に入ります。厚田はまなす園の移転についてご報告お願いいたします。

【 厚田はまなす園（中村施設長） 】

本日は貴重なお時間を取っていただきありがとうございます。私たちの厚田はまなす園ですが、開園してから今 39 年目を迎えております。長い間この厚田で、皆様に支えられながら進めてきました。また法人としましては、望来地区やトーマン地区の方でグループホームという形で地域で暮らすということをずっと続けてきたんですけれども、今現在、園には 22 名の利用者さんがおりますが、もう高齢と言いますか、60 代よりもちょっと若い年齢層ではあるんですけれども、障がいや重たいというところでは、機能的には普通の方々よりも 10 歳から 20 歳ぐらい年を超えている、なんて言うんだらう、多種多様な身体機能の方々が多くてですね、そういう方々は今後どうしていくかっていうところもありまして、樽川地区の方にグループホームを建設して、そちらの方に園を移転させたいという計画をしております。

実際には今、補助申請をしております、今年度に申請が通りましたら、来年着工、再来年の移行っていうようなことを考えております。はまなす園自体なんですけれども、厚田村の時から村のご協力をたくさんいただいております、今ある建物や土地を何かこう有効な形で使えないかというところで、法人内でも議論はしているんですけれども、なかなかいいアイデアといいますか、どういうふうに活用して行くかっていうところも迷走しているようなところで、今回このような場をいただいて、皆さんからも何か使えるような仕組みがあれば、ご意見をいただけたらなと思っております。

資料の方を用意いたしましたが、めくっていただきましたら図面を載せております。土地はですね、実は3分の1ぐらいはまだ市の方からお借りしているようなところもあります。施設の有効利用について何かいいアイデアなどがありましたら、ぜひ法人なり、厚田はまなす園の方にご連絡いただければ大変助かります。よろしくお願いいたします。

【 渡邊会長 】

ありがとうございます。ただ今の報告で何かご確認したいことなどございますでしょうか。

【 鎌田委員 】

施設の移転は小谷にある施設だと思うんですが、望来や聚富にある施設は現状のままという考え方でよろしいでしょうか。

【 厚田はまなす園（中村施設長） 】

望来やトーマンの施設は、現状、地域に既に住んでいる方々がたくさんいらっしゃいますので、そのまま継続させていただきたいと思っております。

【 渡邊会長 】

今後の活用方法について、何かご意見とかがありましたら、はまなす園さんの方に紹介していただければと思います。

【 東支所長 】

施設が残るというようなことで法人さんとしては、ぜひ何か有効な活用方法がないかということで今模索されておりますので、今日すぐにということにならないと思いますけれども、何かお聞きになりたいことであるとか、「これどうなっているんだろう」ってことなどがあれば、私ども事務局の方に言っていただければ対応させていただきますし、また「こんなアイデアがありますよ」ということがもしありましたらお繋ぎさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(2) 『町名変更のしおり』の配布について

【 渡邊会長 】

次に『町名変更のしおり』の配布について、ご説明お願いいたします。

【 総務課（森本課長） 】

来年の3月31日に地域自治区の設置期限を迎え、現行の住所表示から「厚田区」「浜益区」の使用ができなくなることに伴い、区民の皆様方が必要となる行政手続などを、「しおり」として取りまとめました。広報いしかり11月号と一緒に各戸に配布させていただきますが、配布前に地域協議会の皆様方にその内容を報告させていただきますと存じます。

配布します「しおり」の構成ですが、2ページには厚田区及び浜益区の現行の住所表示と、変更後の住所表示を載せております。「厚田区厚田」は「厚田」、「浜益区浜益」は「浜益」という表示になりますが、それ以外については、現行の住所表示から「区」の表示が無くなるものとなっております。

3ページから9ページにかけて、主な手続きについて関係する項目毎に、「手続の必要の有無」、「手続方法」、「お問い合わせ先」を載せております。これにつきましては後ほどご説明させていただきます。

10ページには、手続きで必要な方に無料で「町名変更証明書」を発行いたします。見本も資料としてお配りしておりますが、発行は来年4月1日以降となります。

11ページから14ページには、各機関の問い合わせ先や位置図を載せております。

それでは戻りまして、3ページから9ページまでの手続きについてご説明いたします。手続きの基本的な考え方につきましては、区民の皆様方にご負担をかけないよう整理したところでありますのでご理解いただきたいと思います。

初めに、これらの表の見方ですが、左側から手続項目、右側にいきまして、手続きの「必要」「不要」「確認」。次に「お手続方法など」、最後に「お問い合わせ先」となっております。本日は時間の関係上、全てご説明できませんので抜粋しながらご説明させていただきます。

3ページをご覧ください。上の表は「住民票や戸籍など」ですが、これらについては、区民の皆様方の手続きには必要ありません。マイナンバーカードについては、表面に住所が記載されておりますが、「区」のない新しい住所への変更を希望される場合は、お手数ですが支所の窓口などにお越しいただきお手続きをお願いいたします。

3 ページの下を表は「郵便、電話、水道下水道、電気、ガス」の手続きですが、郵便（転居届）については、手続き不要でそのまま郵便物はご自宅に届きます。次に電気やガスについては、北電をご利用の方は手続き不要ですが、その他の電力・ガス会社をご利用の方は、ご契約機関にお問い合わせいただくこととなります。

次に4 ページの「自動車」であります、「自動車運転免許証」については次回更新時に手続きをお願いします。

5 ページと6 ページには、「医療・介護・年金・手当・手帳など」の手続きであります。国民健康保険や後期高齢者医療の資格確認書、子ども医療費受給者証など、各種の受給者証については、次期更新時まで現在お持ちのものをそのままご使用いただけますので手続きは不要です。また、会社などの健康保険に加入されている方は、お勤め先にお問い合わせ願います。また、公的年金の加入者や受給者の方についても手続きは不要です。

7 ページと8 ページをご覧ください。「法人等」の手続きですが、一部手続きが必要となるものがございます。手続欄で「必要」となっている「特定非営利活動法人の住所・定款変更」、「宗教法人の規則変更」、「ハローワークへの求人の申込や求職登録」は、お手数ですが手続きが必要となります。お問い合わせ先にご確認のうえ、必要な手続きをお願いします。それ以外については手続きは必要ありません。

8 ページの「登記」についてであります、土地や建物の所在（表題部）について法務局が職権で自動的に登記を変更します。ただし、土地建物の所有者の住所は、職権で変更されませんので新しい住所への変更をご希望される場合は、法務局にお問い合わせのうえお手続きをお願いいたします。

9 ページの「その他」であります、金融機関の通帳、携帯電話、生命保険など、個々の方がそれぞれ加入されているものにつきましては、大変お手数かけますが、それぞれの関係機関にご確認いただき、必要であれば手続きを行っていただきたいと存じます。

説明は以上となりますが、可能な限り区民の皆様方に負担をかけないよう、国や道などの機関と調整させていただきましたのでご理解いただきたいと存じます。町名が変更となるのは、来年4月1日で、まだお時間がございます。内容をご確認いただき、不明な点などがございましたら、当課や支所までお問い合わせいただければと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【 渡邊会長 】

ありがとうございます。私から一点、これはいつまでに手続きしなきゃいけないってあるんでしょうか。

【 総務課（森本課長） 】

「不要」となっている箇所につきましては、特段手続きはございません。また「確認」となっている箇所につきましては、それぞれ関係機関にご確認いただきたいと思っております。「必要」という箇所が3カ所ございますが、該当する方はそれほど多くはないのかなと思ってございますけれども、まだ時間もございますので、あらかじめお問い合わせ先に確認していただき、速やかに手続きをしていただくことになろうかと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

【 渡邊会長 】

私のところが宗教法人なものですから、ちょっと気になっちゃいまして申し訳ありません。ありがとうございます。その他ございますでしょうか。

【 鎌田委員 】

9 ページのですね、郵便局の貯金通帳と簡易保険が「確認」となっているんですけれども、これは、通帳の種類とか保険の種類とかによって、必要な場合と必要でない場合とかがあっての確認ということなんですか。

【総務課（森本課長）】

郵便物の関係は手続きしなくても届けていただけるということは確認したんですけれども、通帳関係や保険というのは様々な加入の状況がございますので、「郵便局に確認したうえで手続きしていただきたい」ということで説明を受けてございますので、ご理解いただきたいと思います。

【鎌田委員】

ありがとうございます。たくさん調べていただいて網羅している中で、ここだけと思ったものですから。

【渡邊会長】

よろしいでしょうか。他にないようですね。

(3) 石狩市火葬場の統合について

【渡邊会長】

石狩市火葬場の統合についてに進めさせていただきます。説明をお願いいたします。

【環境課（上窪課長）】

資料については4種類ございます。まずは「石狩市火葬場の統合について」という資料に基づきましてご報告をさせていただきます。1. 意見交換会であります。7月7日から厚田区で5会場、7月11日からは浜益区で7会場で意見交換会を実施してまいりました。延べ134名の方にご出席いただきました。資料を一枚めくっていただきまして(4)開催結果であります、主な質疑応答での意見でございますけれども、まず札幌市山口斎場を利用した方への補助制度について。また、統合で生じる新たな負担への補助について。そして、廃止後の施設についてが主な意見でございました。

続きまして2. アンケート調査でございます。7月25日から8月20日までアンケート調査を実施いたしました。総数172件ご回答いただきましたうち、厚田区におきましては、インターネットによる回答が38件、紙の調査票による回答が57件、総数95件となっております。アンケート調査結果につきましては、二つ目の資料でございますが、こちら一枚めくっていただきまして問4でございますけれども、葬儀を行う式場は「葬儀場」が72%となっております。また、問5、葬儀の種類においては、「家族葬」が53%と一番多くなっております。そして、問6、火葬場の選択については、「葬儀社に相談する」が71%と一番多くなっております。

そして、自由記述を設けたのですが、34件いただいてございます。記述については問7の方で整理をさせていただいてございますので、後ほど目を通していただければと思います。

次にパブリックコメントであります。3枚目の資料、実施要領に基づきまして、9月1日から9月30日までパブリックコメントを実施いたしました。これまでの意見交換会やアンケート調査でのご意見を踏まえまして、四つ目の資料にございます「石狩市火葬場の統合について」という資料をお示しさせていただきまして、1か月間実施をいたしました。意見の提出はございませんでした。

最後の四つ目の資料の4. 今後のスケジュールにも記載させていただいておりますが、11月開催の令和7年第4回市議会定例会に石狩市火葬場条例を改正する条例案の上程を予定してございます。こちらが可決された場合、8年4月から石狩斎場の一か所に統合する予定としてございます。私からのご報告は以上となります。

【渡邊会長】

ありがとうございます。ただいまの報告で確認したいことございますでしょうか。

火葬場の跡地というのは、何か活用方法って考えているんでしょうか。

【環境課（上窪課長）】

全国的に見ても、火葬場の跡利用というのは事例がない状況であります。施設自体が特殊なものとなっておりましてなかなか難しいのかなと思いますので、解体も視野に現在検討しているところであります。その方向性については、また皆様にも適宜ご報告をさせていただければと思っております。

(4) 東京厚田会について

【渡邊会長】

分かりました。次の東京厚田会についてご報告願います。

【東支所長】

ペーパーは特に準備しておりませんが、東京厚田会の開催状況と今後につきましてご報告申し上げます。

令和7年10月12日、先日でございますけれども、東京の神保町におきまして東京石狩会が開催されました。参加者数につきましては37名ということで、市からも加藤市長、加藤議長も参加されて、また石狩市出身のお笑いコンビの漫才や抽選会など、非常に賑やかに開催されました。ただ、残念ながら厚田出身の方、東京厚田会の方につきましては、残念ながら1名の参加でございました。

東京厚田会につきましては、平成28年10月に約20名の会ということでスタートしましたが、会員の高齢化、あるいはコロナ禍というようなことで開催できなかった時期もございましたけれども、参加者が非常に少なくなってまいりまして、私どもも会員増に向けた様々な取り組みをしましてまいりましたが、残念ながら結果というものが芳しくなく、会長や、また関係者の方とご相談させていただきまして、方向性を見出したところであります。

東京厚田会につきましては、東京石狩会と統合し、新しい組織として再スタートを今回させていただいたという形になります。東京石狩会の中で厚田出身の方が一緒にこの故郷厚田・石狩というものを盛り上げていくということになろうかと思います。毎年10月にこの東京石狩会は開催をするものと存じますので、首都圏で活躍をされている厚田出身の方をもしご存じの方がいらっしゃいましたら、私どもの方にご連絡いただきましたら、開催案内などをさせていただきたいというふうに思っておりますので、ご協力方よろしく願いいたします。以上、報告いたします。

【渡邊会長】

ありがとうございます。ただ今の報告で何か確認ございますでしょうか。

(5) 投票所の見直し案について

【渡邊会長】

次の投票所の見直し案について報告をお願いします。

【選管事務局（佐々木局長）】

ただ今、会長から「報告をお願いします」とありましたが、これからご説明させていただく市内投票所の見直し案につきましては、既に決まったものではなく、委員の皆様方からご意見などを踏まえて、今後案を固めていくためにご説明に伺ったものでございます。

皆様ご承知のとおり、選挙を行う際、各投票所には必ず投票立会人を二人以上立てなければならないこととなっており、その都度、各自治会などにその選出をお願いしているところでございます。

しかしながら、選挙は年に一度あるかどうかとはいえ、ここ数年の傾向として、そのなり手の確保が厚田地区

だけでなく、浜益や旧石狩市域においても難しくなっていること、また、期日前投票が定着してきており、逆に言えば当日投票所に足を運ぶ方が少なくなっていること、加えて、これまで投票所として使用してきた施設上の問題などがありますことから、この機会に全市的に投票所の見直しを行うこととしたところであります。

本日は、現在考えている見直し案、特に厚田区内に影響のある部分を中心にご説明させていただき、忌憚の無いご意見を伺うとともに、今後は各自治会長さんの意見などを踏まえて、その内容を固めていきたいと考えております。それでは時間も限られておりますので、担当次長から見直し、統合案について、資料に沿って説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【 選管事務局（江部次長） 】

はじめに現在の投票所の状況といたしましては、令和元年の参議院議員選挙までは市内に 30 か所ございましたが、その後厚田区内と浜益区内の合計 6 か所の投票所を統合しまして、令和 3 年の衆議院議員選挙以降は 24 か所となっており、厚田区内には虹が原会館を含め 4 箇所の投票所を開設しているところです。

なお、厚田区内に限って申しますと、資料では第 16 投票区の虹が原会館につきましては、投票終了時刻が 20 時までとなっていることから石狩の区分に含めておりますが、実際はこれを含め 4 か所の投票所を開設しています。

次に、投票所の開設にあたり、市全体として抱えている問題点についてお聞きいただければと存じます。

問題点の 1 点目としては、定年延長や集落内人口の減少、高齢化の進展等に伴い、投票立会人へのなり手が不足しており、その確保が難しくなっているといったことが挙げられます。ちなみに、7 月に執行しました参議院議員選挙の際に、投票立会人さん、全部で 48 名の方にご協力をいただきましたが、平均年齢は 73 歳となっており、これは旧石狩市、厚田区、浜益区いずれの地域でも同様となっています。

問題点の 2 点目としては、一つの投票所には職務代理者を含め、事務に従事する者として最低限 3 名は配置しなくてはなりませんが、特に厚田・浜益の両支所においては、限られた職員で複数の投票所を開設しなければならぬといった状況がございます。結果的に、投票所に配置される人数が少なく、交代要員も無く、そのような中で長時間拘束されますことから事務のミスが発生する恐れがございます。

3 点目としては、期日前投票制度を利用されている方が近年増加していることです。

お配りしている資料は、近年でも投票率の高かった先日の参議院議員選挙における 24 か所の投票所における有権者数や投票数、投票率などを記載しております。投票者数の欄には期日前投票者の数も記載していますが、厚田区に限って申し上げますと、投票された有権者の 46%、実に半分近くの方が期日前投票を利用されております。今後もこの数値が伸びていくこと、そして当日投票所に足を運ぶ方が今後減っていくことが予想されるところです。

問題点の 4 点目としては施設上の問題です。

一つは、現在投票所として使用しています第 6 投票区の「花川小学校」につきましては、来客用駐車スペースがほとんど無く、路上駐車による近隣住民からの苦情が寄せられております。

また、二つ目として、来年 4 月に浜益学園が開校することに伴い、第 21 投票区の「浜益小学校」が閉校となります。花川小学校、浜益小学校ともに、皆様方とは直接関係はありませんが、こちらも今後投票所として利用することが難しいものと考えるところです。

問題点の最後、5 点目として皆様方に関係することですが、従前、古潭会館を投票所としていた厚田区嶺泊、古潭、押琴、小谷にお住いの選挙人の方は、令和 3 年に古潭の投票所を閉鎖したことに伴い厚田保健センターに変更となりました。しかしながら、保健センターは市街地方面、花川方面とは逆方向であり、買い物やレジャー等のついでに投票に行くといった投票行動に結び付きづらく、選挙人の利便性に欠けているのではないかと

た問題があると考えるところです。

以上大きく5つの問題点を挙げさせていただきました。

これら問題点を解消すべく事務局において考えた対応策につきまして、次に説明をさせていただきます。

はじめに開設場所を変更する投票所についてです。今先ほどご説明しましたとおり、投票所として開設することで苦情が生じている第6投票区の「花川小学校」につきましては「総合保健福祉センターりんくる」に、来年閉校が予定されている第21投票区の「浜益小学校」につきましては「浜益コミュニティセンター」に変更したいと考えているところです。

次に投票所の統合ということで、7月に行われました参議院選挙、比較的投票率が高かったこの選挙において、選挙当日に投票所に足を運ばれた方の人数が100人に満たなかった投票所、お配りした資料では当日投票者数の欄に赤字で示していますが、これらにつきましては、隣接する投票所に統合させていただきたい、という提案となります。

具体的には、皆様方に直接関係のある投票所として、第17投票区の「聚富会館」については、「虹が原会館」に統合したいと考えております。また、この見直し案には記載されておりませんが、「虹が原会館」よりも、普段からなじみのある「望来コミセン」あるいは「八幡コミセン」に統合するといった選択肢もあります。

統合することを前提としたお話となりますが、どちらが良いか、後ほどご意見をいただければと思います。

いずれにいたしましても、これによりまして厚田区内では虹が原会館を含めこれまで4か所で8人の方に投票立会人をお願いしていたのが3か所で6人に減らすことが可能となり、多少なりとも立会人さんの負担が軽減できるようになるものと考えているところです。

また、これと同時に聚富会館で従事していた事務従事者を、他の投票所に配置することで、少しでも従事者の負担軽減につながるものと考えているところです。

最後に、これまでの投票所から違う投票所に変更した方が良いのではないかとといった提案です。

先ほど申し上げましたとおり、嶺泊、古潭、押琴、小谷にお住いの選挙人については、第19投票区の「厚田保健センター」よりも、買い物やレジャーのついでに投票できる「望来コミセン」に変更することで、利便性の向上、投票機会の確保が図られ、投票率の向上にも繋がるのではないかと考えているところです。

なお、これまでどおり、厚田保健センターの方が良いというのであれば、このまま変更しない選択肢もございます。

こういった統合、変更に伴い、投票所が無くなる地区にお住いの選挙人の皆様方にはご不便をおかけすることになりますことから、私どもといたしましても投票機会の確保対策を講じて参りたいと考えております。

具体的には1点目として移動期日前投票所の開設についてです。これは既に厚田区内においても実績がございますが、10人乗りのワゴン車に投票箱を乗せて、投票立会人や投票管理者とともに閉鎖した投票所に伺い、車の中で投票を行うもので、これまで開設してきた発足会館や古潭会館、桂沢会館などに加え、この度統合となる「聚富会館」にも開設することを考えております。

次に2点目として、当日投票日に閉鎖した投票所に一度お集まりいただき、そこから決められた投票所までバスを運行するもので、こちらも厚田区内において実績がございます。聚富会館と虹が原会館あるいは望来コミセン等を結ぶ連絡バスを運行したいと考えております。

最後に選挙人、皆様方に対する周知についてです。

本日は地域協議会の委員の方にご説明させていただいていますが、変更となる投票所をご利用されている選挙人を含め、市民には広報いしかりや市のホームページなどを使っての周知を考えております。

以上が投票所の見直し案に関する説明となりますが、こういった統合、変更後の投票所につきましては、来年の4月以降に執行される選挙から適用したいと考えております。

説明通りとなりますと、結果的に、厚田区内の投票所は虹が原会館を含めこれまでの4箇所から3箇所になり

ますが、先ほど申し上げましたとおり、年に一度あるかどうかとはいえ、選挙は市民が直接民意を示すことができるとても重要な機会でありますことから、私どもとしては投票所を無くすことは極力避けなければならないとは思っております。とはいえ、投票立会人を地域から選出することが難しいといった事情等を参酌いたしますと、どこかで折り合いを付けざるを得ないといった現実もございます。本日は急なお話で多少なりとも戸惑いもあるとは存じますが、説明を聞いた中で何か感じたこと、ご意見などがありましたらお受けしたいと存じます。説明は以上となります。

【 渡邊会長 】

ありがとうございます。この報告で何か確認したいことございませんか。

6. その他

【 渡邊会長 】

次、その他になりますが、皆様から何かありますでしょうか。

【 小笠原委員 】

すみません。さっき聞けばよかったんですけども、はまなす園の跡地利用の関係だったんですけども、仮に何も利用がないとなった場合はその先どうなるのかなというか、そんな見通しみたいなのがあれば聞かせてほしいと思います。

【 東支所長 】

先ほど法人の方がお話しされていたように、今のところはまだ懸命に方法を探っているという状況だと思います。今日、ご参加の皆様にごういう話をお伝えし、その中で少しでも前向きなものがあれば、私どもも法人の方に伝えてまいりたいと思っております。ぜひ何かございましたら今のような素朴な質問を含めて何かありましたら、私どもに言っていただければ、わかる範囲で、または施設の方に確認して、しっかり報告させていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【 渡邊会長 】

はい、その他、皆様からありますでしょうか。

【 小笠原委員 】

ここで発言していいのか分からないんですが、中央バスの関係の話題が今日はないんだというふうに思っています。今後どんどん検討が進んでいくんだと思いますけれども、自分は説明会2回ほど出席させてもらいまして、その中で感じたんですけども、なんていうか、参加したくないというか、やりたくないための理由みたいな、前回は「これがあるから使いづらいんだ」というような、そういう意見が聞こえたのかなというふうに思っています。ちょっと残念だなと感じました。その時に自分もちょうと発言したんですけども、例えば「まずは1回乗ってみましょう」みたいな方向にもっていくためにも、無料化、そういうことを考えてみたらどうかかなと思ってたんですね。それには石狩市の予算を使った方がいいのか、それとも基金を使った方がいいのか分かりませんが、自分としては基金の使い道としては、こういうところしかないのかなとも思っています。それとも代替交通をスムーズに定着させるための、何かイベントをすとか、そういうところにお金を使った方がいいのかとも考えたりしますけれども、やっぱりどうせやるんだったら、しっかりと使える仕組みに持って行きたいと思うので、そこら辺をこの協議会で話し合った方がいいのではと思いました。

【 東支所長 】

先週の7日から9日で聚富、望来、厚田の3会場で代替交通の報告会ですね、前回7月以降からどのような形に変更になったかということについて報告させていただきました。大枠で申し上げますと、当初八幡で乗り換えをするという形だったものが本庁舎まで直行で乗り換えなしという形で、交通事業者と概ねの協議が整いましたということ。それから当初は平日月曜日から金曜日までの運行ということだったんですが、これをなんとかやり繰りの中で土曜日も運行するという、平日同様のタイムスケジュールにはなりませんけれども、何便か運行するという形で協議が整ったということです。更には、運賃の部分につきましても割引というような形で、18歳未満の学生さんにつきましては概ね半額程度、また例えば口座あるいはクレジットカードを事前に登録していただける場合につきましては、10%の割引をさせていただくということです。

いろいろとご説明をさせていただいて、基本的には了承いただくというような形になろうかと思っておりますが、便数の問題であるとか、あるいはその時間帯であるとか、日曜日の運行につきましては、これからも引き続き検討させていただくということだったと思いますが、まずはこのような状況でありました。

この代替交通を多くの方に利用していただくためには、やはり最初が肝心ということもありまして、そういった部分では無料にしてお試しで乗っていただくということも非常に有効な策ではないかと思いますが、報告会当日、担当している小島部長の方からは、「現在のところ、まずはしっかり4月1日からこの代替交通を運行して行くということ、を、まず主眼に置いて担当部局で協議させていただきたい」というお答えを申し上げて、「無料の分については今のところ考えていない」というようなお話をさせていただいたのかなというふうに思っております。

一つの手法といいますか、多くの方に利用していただくことがすごく大事なことだと思いますので、一つの手法ということで理解をさせていただくんですけれども、現場としては今のところそういう状況でございます。ただ、今後ともその4月1日の運行に向けては協議・検討していくことになると思いますので、また動きがございましたら状況を報告させていただきたいと思ひますし、3月には具体的にその乗り方であるとか、予約の方法であるとかそういったものも含めて説明会を予定しているということでございますので、何か動きがあればご案内をさせていただきますし、そういった機会も考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【 小笠原委員 】

自分としては、代替交通への切り替えをいかにスムーズにするかっていうような、例えば3月にそういうお試しツアーみたいのを企画してもらって、合わせて何か楽しいイベントみたいのを考えた時に、そういうところに基金を使えたらどうかなんて思ひていまして、「電子決済が使えないから嫌だ」とか、そういうことを聞いていてすごい残念なんで、どうぞよろしくお願いいたします。

【 東支所長 】

ご意見ということで受け取らせていただきまして、私どもの方から担当の方にしっかりとお伝えさせていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

【 渡邊会長 】

よろしいでしょうか。その他皆様の方から何かございますでしょうか。
なければ、事務局からよろしくお願いいたします。

【 事務局（渡部課長） 】

(1)次回日程について

11月27日（木） 18時～ 厚田保健センター

7. 閉会

19時45分 閉会

令和 7 年 11 月 21 日 議事録確定

石狩市厚田区地域協議会

会 長 渡 邊 教 円